（事業再編計画の認定）

**第十三条**　主務大臣は、法第二十三条第一項の規定により事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第五項の定めに照らしてその内容を審査し、当該事業再編計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（法第二十五条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、申請書の正本に次のように記載した書面を添付し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第23条第１項の規定に基づき同法第２条第17項に規定する事業再編を実施する者として認定する。」

２・３　［略］

（認定事業再編計画の変更に係る認定の申請及び認定）

**第十四条**　［略］

２～４　［略］

５　主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十四条第五項において準用する法第二十三条第五項の定めに照らしてその内容を審査し、当該事業再編計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（法第二十五条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、申請書の正本に次のように記載した書面を添付し、これを認定書として当該認定事業再編事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第24条第１項の規定に基づき認定する。」

６・７　［略］

［削る］

**第十七条から第二十一条まで**　削除

（事業再編計画の認定）

**第十三条**　主務大臣は、法第二十三条第一項の規定により事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第五項の定めに照らしてその内容を審査し、当該事業再編計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（法第二十七条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、申請書の正本に次のように記載した書面を添付し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第23条第１項の規定に基づき同法第２条第12項に規定する事業再編を実施する者として認定する。」

２・３　［略］

（認定事業再編計画の変更に係る認定の申請及び認定）

**第十四条**　［略］

２～４　［略］

５　主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十三条第五項の定めに照らしてその内容を審査し、当該事業再編計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（法第二十七条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、申請書の正本に次のように記載した書面を添付し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定事業再編事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第24条第１項の規定に基づき認定する。」

６・７　［略］

**第二節**　特別事業再編計画

（特別事業再編計画の認定の申請）

**第十七条**　法第二十五条第一項の規定により特別事業再編計画の認定を受けようとする事業者（次条第一項において「申請者」という。）は、様式第二十八による申請書（以下この条及び次条において「申請書」という。）及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。

２　申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　当該事業者（特別事業再編計画に現に事業を営んでいる関係事業者又は外国関係法人が当該事業者の特別事業再編のために行う措置に関する計画が含まれる場合には、当該関係事業者又は当該外国関係法人を含む。以下この項において同じ。）の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該事業者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書

二　当該事業者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

三　当該特別事業再編計画を実施することにより、生産性が著しく向上することを示す書類

四　当該特別事業再編計画を実施することにより、財務内容の健全性が向上することを示す書類

五　当該事業者による他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得の対価の額が、当該事業者の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として法第二条第十三項第一号で規定する経済産業省令で定めるところにより算出される額を上回ることを示す書類

六　法第二条第十三項第二号イ、ロ又はハのいずれかに該当する事業活動を行うことにより、当該事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相当程度開拓する新事業活動であることを示す書類